

関東地方整備局管内の国土交通大臣許可建設業者のみなさまへ

経営事項審査の受付について

都道府県経由事務の廃止にともない、令和2年4月1日から国土交通大臣許可業者の申請窓口が変更になっておりますが、令和3年4月1日より、山梨県につきましても経由事務が廃止となりました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、経営事項審査の申請書については、**原則、郵送で受付**とさせていただいておりますのでご協力をお願いします。

▼郵送の場合

送付先 : 〒330-9739

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

国土交通省 関東地方整備局

建政部 建設産業第一課 経営事項審査担当 宛

発送方法：一般書留等、**記録の残る配達方法**にて送付して下さい。

その他 : 受付印を希望される場合は次のものを同封して下さい。

- ・申請書1枚目のコピー
- ・返信用封筒（切手を貼付、返送先、担当部署、担当者を記載したもの）

※ 返送には**1週間程度**を要します。ご了承下さい。

▼やむを得ず持参される場合

提出場所：関東地方整備局 建設業申請・届出窓口

（住 所）埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館6階

（最寄駅）さいたま新都心駅（JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線）

北与野駅（JR埼京線）

受付時間：9時30分～11時00分、13時00分～16時00分

その他 : ◎**マスクの着用、アルコール消毒の徹底**をお願いします。

◎**受付時間外の対応は致しかねます。**

◎**来庁予約は承っておりません。**

◎**窓口で予備審査、相談は受け付けておりません。**

◎受付印を希望される場合は、申請書1枚目のコピーを持参して下さい。

◎合同庁舎に入館するためには免許証等身分を証明する書類が必要となります。

<お問い合わせ>

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

経営事項審査担当 ☎048-601-3151（代）